第２章　本市における子どもの貧困の状況

第２章　本市における子どもの貧困の状況

1　全国との比較

（１）生活保護などの支援制度の対象児童の状況

生活保護、児童扶養手当、就学援助を利用している児童及び社会的養護の対象児童など、支援を要する児童数について、本市の合計とともに、一定の条件のもとで、全国の状況を試算したものが次の表となります。

18 歳未満の全児童数に占める割合は、本市が 8.0%、全国が 10.9%となり、相対的に全国よりも制度を利用する児童数の比率は少ない状況であることがうかがわれます。

しかしながら、本市においても約 12,000 人の児童が生活保護等の制度を利用しており、対象となっており、また、制度を利用していないものの、全国の子どもの貧困率（H24：16.3%）と全国の生活保護等の制度利用者の割合（10.9%）との乖離を踏まえると、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

		千葉市		全国		備考
		数	時点	数	時点	
①	全児童数	152,516	H28.3.31	19,805,000	H26.10.1	18歳未満人口 市：住民基本台帳人口、全国：総務省国統計局人口推計
②	生活保護	2,037	H28.3	265,750	H26.7	市：保護課集計 全国：厚生労働省被保護者調査
③	児童扶養手当	8,867	H28.6.3	1,525,454	H28.3.31	市：こども家庭支援課集計 全国：受給者（世帯）数1,037,724名に、本市の受給者数に対応する平均児童数の比率を乗じて推計
④	②・③重複分	1,289	H28.6.3	221,191	推計値	市：こども家庭支援課集計 全国：本市の児扶手受給者の生保受給者割合により推計（全国の③×千葉市の④/③）
⑤	就学援助	6,290	H28.3.31	1,539,680	H26.3.31	市：学事課集計 全国：文部科学省就学援助実施状況等調査 （要保護＋準要保護児童生徒）
⑥	②・③・⑤重複分	3,912	H28.3.31	992,945	推計値	市：学事課推計（申請理由：生活保護・児童扶養手当対象者分） 全国：要保護＋準要保護児童数から、本市の児童扶養手当受給者数の割合相当を控除して推計
⑦	社会的養護対象児童	167	H28.3.31	46,000	H26.3.31	市：こども家庭支援課集計 全国：厚生労働省資料
⑧	生活保護等の支援制度を利用している児童数（②+③−④+⑤−⑥+⑦）	**12,160**		**2,162,748**		
⑨	全児童に占める支援制度を利用している児童の割合（⑨/①）	**8.0%**		**10.9%**		

※上記の全国数値は、一定の条件のもとでの試算であり、本市の状況と全国の状況を比較するための参考数値として算出したものです。

（２）18 歳未満の生活保護受給世帯数、受給者数の推移

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

本市の 18 歳未満の生活保護受給者数、受給世帯数は、ともに平成 26 年度をピークとして、直近では減少傾向にあります。

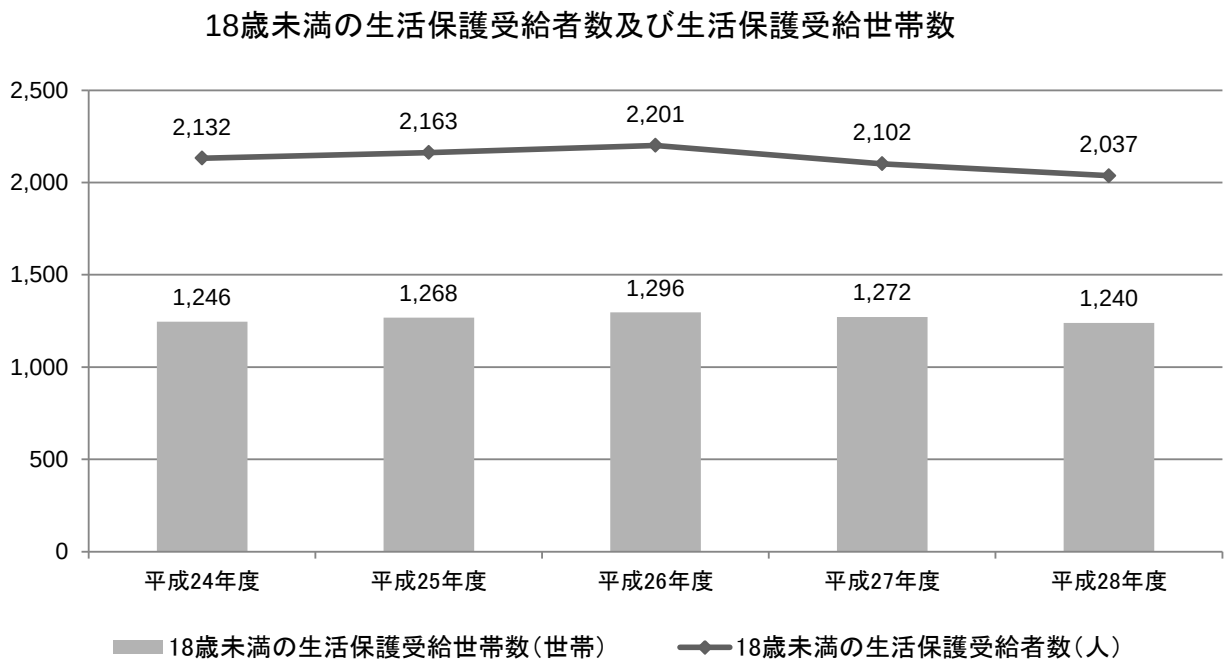

出所：本市保護課調べ

次のグラフは、本市と全国の生活保護率（人口百人当たりの保護人員の比率）を示したものです。

児童数とは異なって年々増加傾向にあり、平成 17 年度との比較において、全国では平成 26 年度には 1.47 倍であるのに対し、本市は平成 26 年度には 1.69 倍、平成 27 度には 1.73 倍となっています。

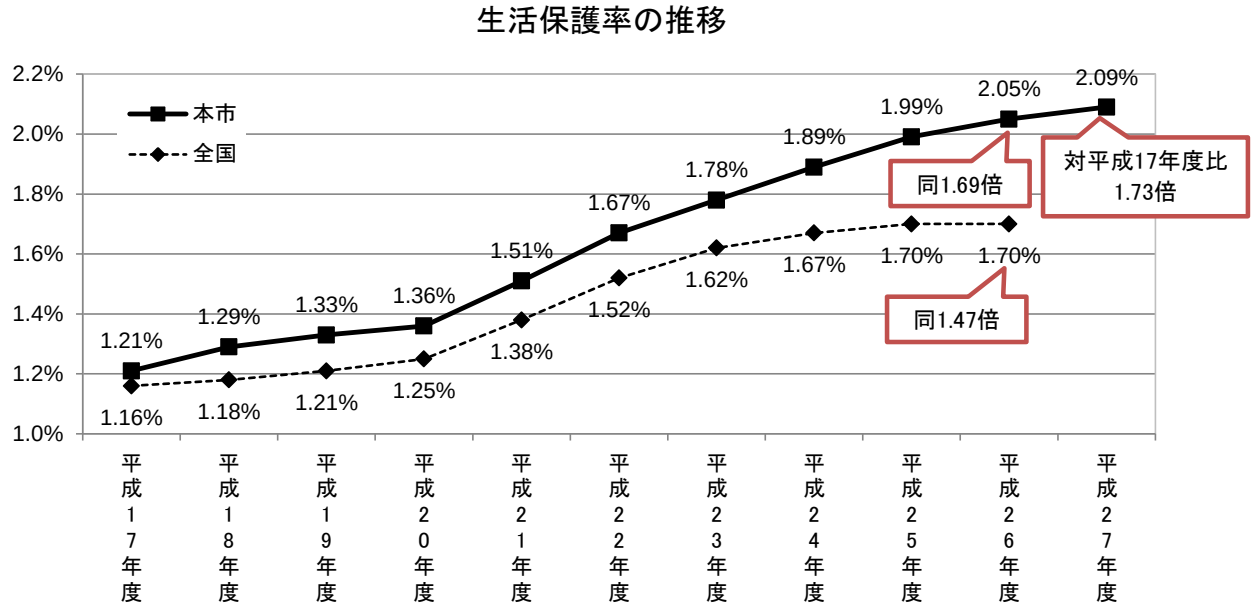

出所：本市保護課調べ、厚生労働省「被保護者調査」

（３）児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

本市の児童扶養手当受給者数は、平成24年度に一度増加したものの、その後、減少傾向にあります。人口に対する割合でみると、全国よりも低い水準で推移しています。

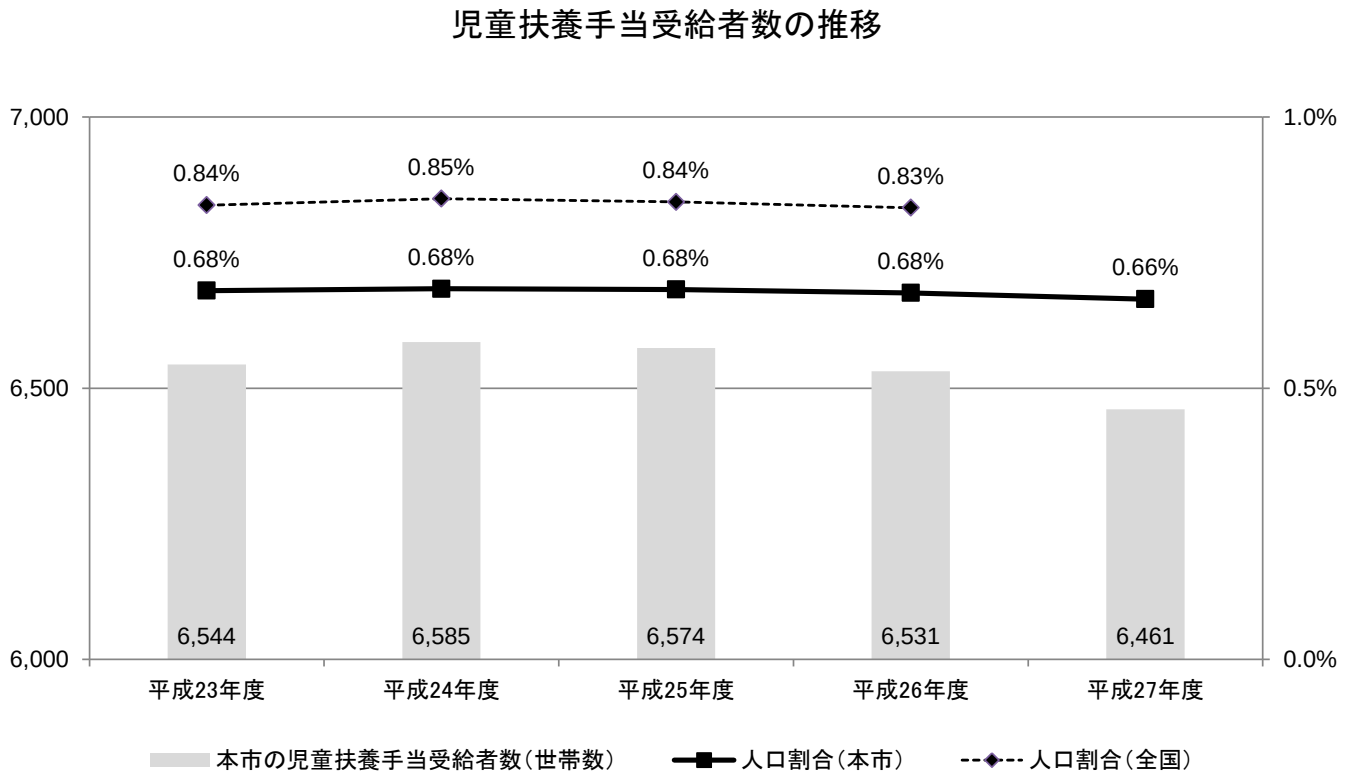

出所：本市こども家庭支援課調べ、厚生労働省「福祉行政報告例」

（注１）全国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による（各年 10 月 1 日現在）。

（４）就学援助認定者数の推移

就学援助制度とは、学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助する制度です。就学援助の対象者は、生活保護を受給している方（要保護者）又はそれに準ずる程度に困窮していると本市が認定した方（準要保護者）になります。

本市において就学援助の対象として認定された児童生徒数は、平成 27 年度には平成 23 年度から約 200 人減少し、6,290 人となっていますが、就学援助の対象として認定された児童生徒の割合、すなわち認定率は平成 27 年には 8.45％であり、平成 23 年度から横ばい傾向となっています。なお、本市の認定率は、千葉県との比較においてはわずかに、全国との比較においては大幅に低くなっています。

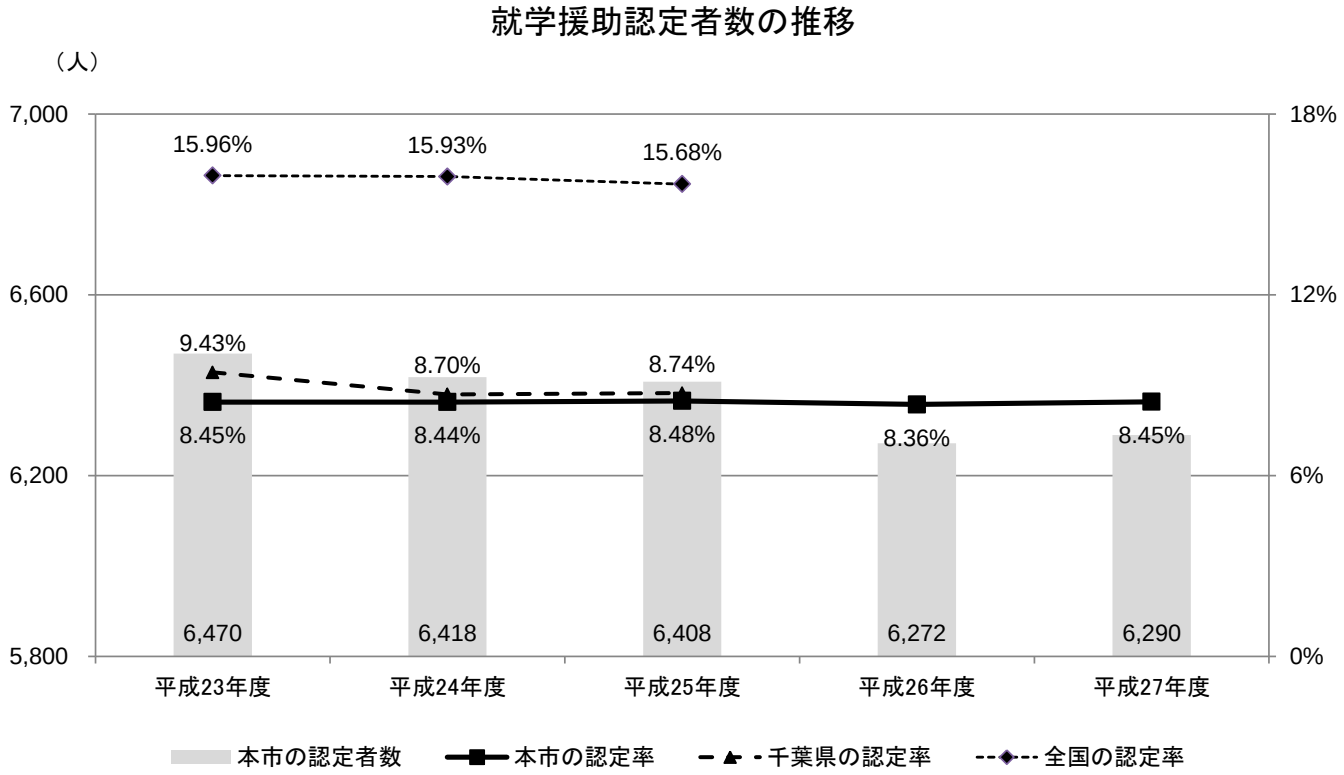

出所：本市学事課調べ、文部科学省データ

（注１）就学援助の認定率は、要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）児童生徒数で除して算出したものである。

（注２）準要保護の認定基準は、市町村によりその運用方法（認定に当たっての適用方法）が異なる。

（５）社会的養護を要する児童数の推移

保護者のいない児童や児童虐待等、子どもが家庭で生活することが困難な場合に、子どもを公の責任の下で保護・育成する仕組みを社会的養護といいます。

乳児院や児童養護施設といった施設のほか、自らの家庭において子どもを養育する里親や、養育者の住居において養育するファミリーホーム等の制度があります。

本市における児童数は、概ね 160～170 人程度で推移しています。

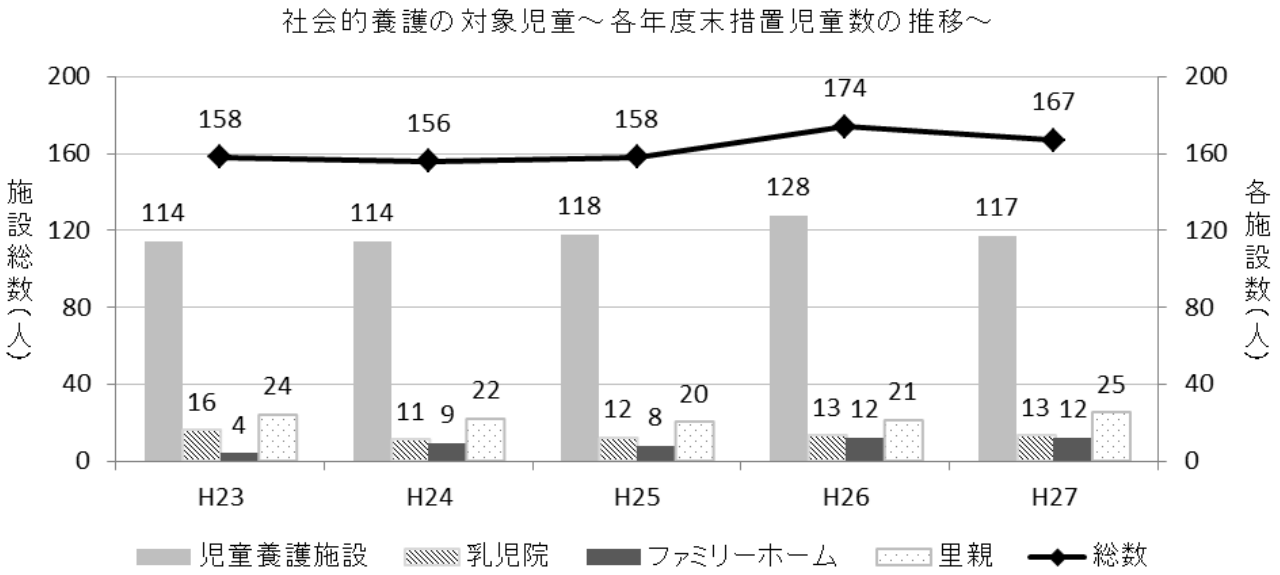

（６）市立小中学校における不登校児童生徒数の推移

本市における不登校児童生徒数の割合は、小学生において増加傾向にあり、平成 26 年度には平成 21 年度と比べて 0.14%増えています。また、平成 24 年度以降は全国平均を上回る水準で推移しています。

一方、中学生については、平成 26 年度には平成 24 年度と比べて 0.32%減少し、平成 23 年度を境に全国平均を下回っています。

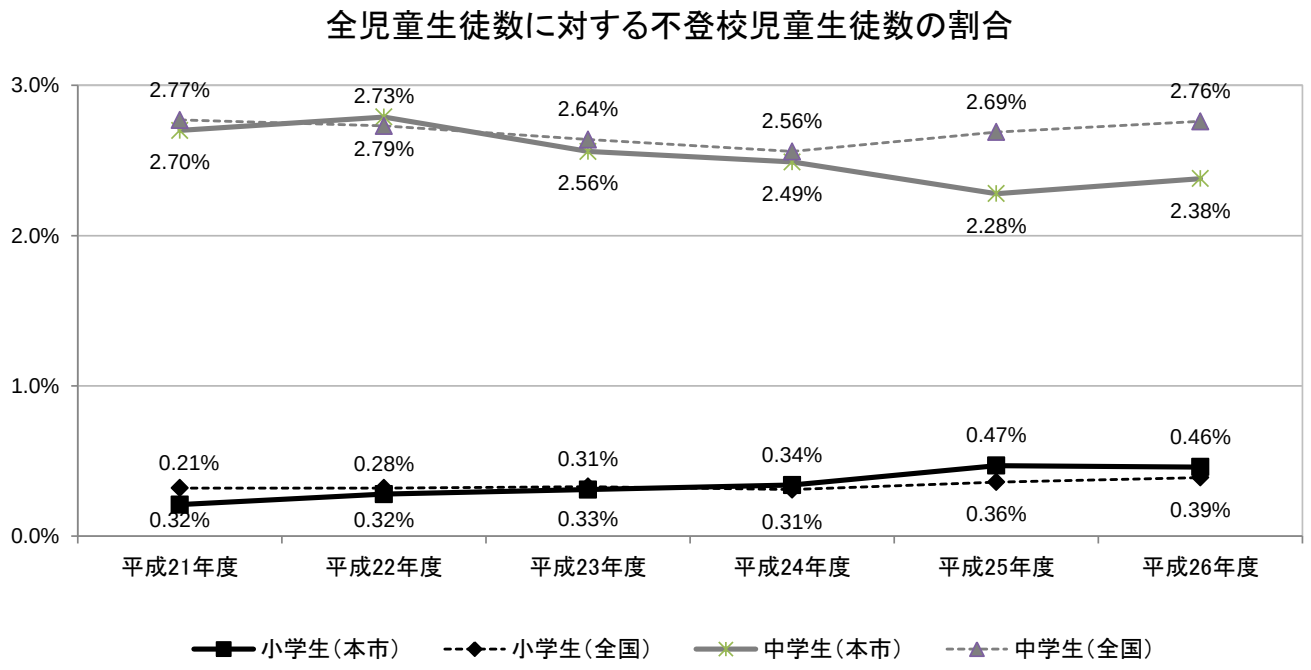

出所：本市教育委員会調べ、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

（注１）調査対象：国公私立小・中学校（平成 18 年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

（注２）年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること （ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

（７）児童虐待対応件数の推移

本市の児童虐待対応件数は、近年では、平成 25 年度、平成 26 年度にいったん減少したものの、平成 27 年度の 1 年間で 1,000 件を超えています。平成 17 年度との比較でみると、全国が 3.00 倍の中、県は 4.50 倍、市は 4.28 倍となっています。

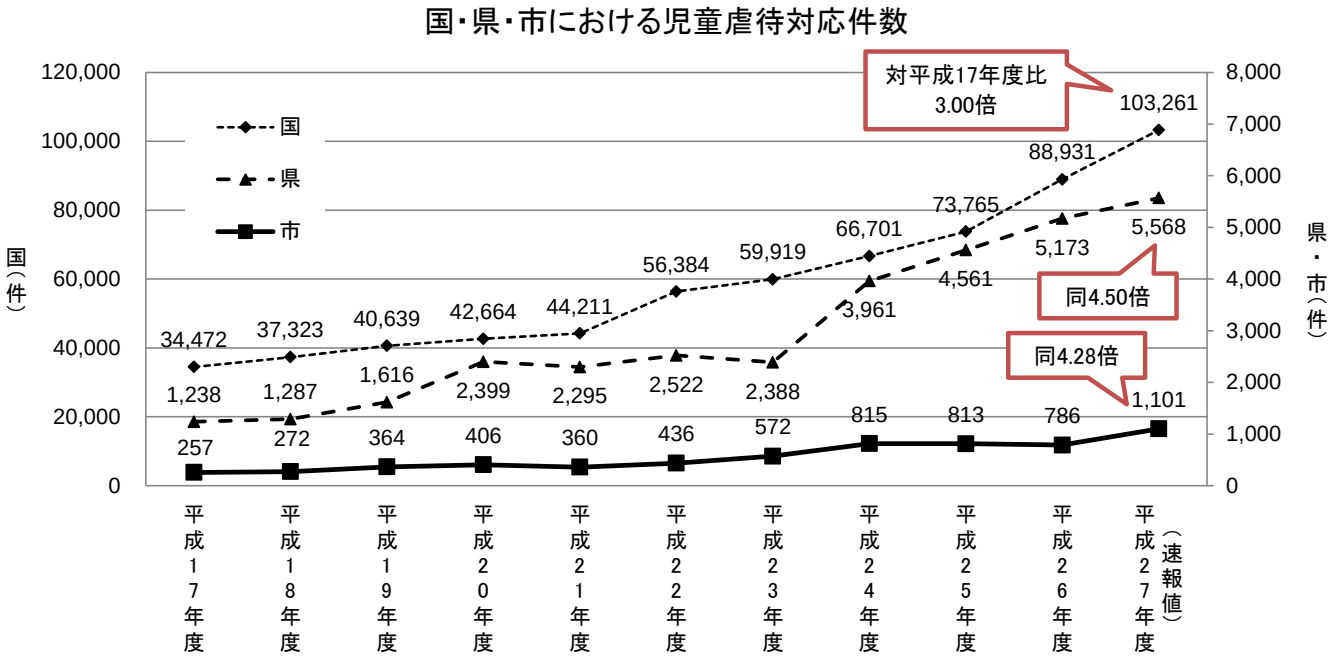

出所：本市児童相談所調べ、厚生労働省「福祉行政報告例」

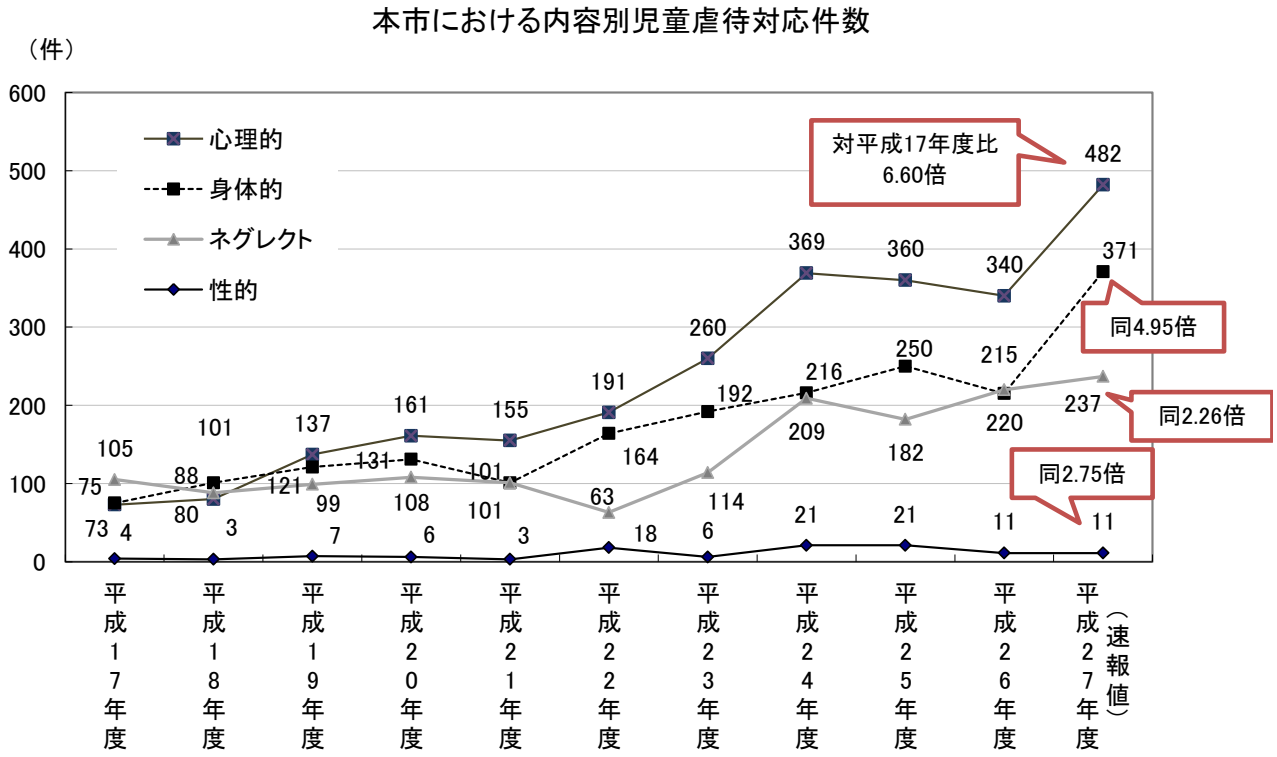

出所：本市児童相談所調べ

（８）子どもの貧困に関する指標の状況

国においては、子どもの貧困に関する関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する指標を設定しており、比較可能な本市の数値は、次のとおりとなります。

生活保護世帯や児童養護施設の児童の進学率については、全世帯平均よりも相当に低い状況にあり、また、本市の実績は、全国の生活保護世帯や児童養護施設の児童の進学率と比較しても低い状況にあります。

指標の項目		全国実績	千葉市実績	【参考】全世帯平均 ※5
生活保護世帯に属する子供				
高等学校等進学率	※1	92.8%	88.9%	98.8%
高等学校等中退率	※1	4.5%	4.8%	1.5%
高校卒業後進学率	※1	33.4%	33.3%	73.2%
大学等		20.0%	18.9%	51.8%
専修学校等		13.5%	14.4%	21.4%
就職率				
中学校卒業後	※1	2.5%	2.3%	0.3%
高等学校卒業後	※1	46.1%	43.2%	18.2%
児童養護施設等の子供 ※2				
進学率				
中学校卒業後	※3	97.0%	93.8%	98.8%
高等学校卒業後	※3	26.7%	18.2%	73.2%
大学等		13.2%	9.1%	51.8%
専修学校等		13.4%	※6 9.1%	21.4%
就職率				
中学校卒業後	※3	1.8%	6.2%	0.3%
高等学校卒業後	※3	66.8%	72.7%	18.2%
スクールソーシャルワーカー配置人数	※4	1,186人	4人	※7
スクールカウンセラー配置率				
小学校（配置する割合）	※4	56.9%	17.8%	
中学校（配置する割合）	※4	87.1%	100.0%	

※1：平成27年4月1日　厚生労働省社会・援護局保護課調べ
※2：国大綱の指標は、児童養護施設児童を対象としているが、ここでは、里親・ファミリーホームの児童を含めた数値とする。
※3：平成27年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
※4：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(平成26年度実績)
※5：文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)などを基に算出
※6：平成27年度の千葉市児童相談所措置児童実績
※7：平成28年4月1日現在

2　アンケート調査結果

（１）調査の概要

ア　主旨

計画の策定にあたり、支援を要する家庭の親と子の生活状況等を把握するため、実施

主に、ⅰ）家庭や児童の置かれている困難な状況の把握

ⅱ）学校以外の学習状況の把握

ⅲ）子どもの貧困の視点（健全な育成環境、教育の機会均等）でのサービスニーズの把握を目的とする。

イ　対象者・世帯数

①ひとり親家庭の保護者と子（小学生～高校生年齢）　700 世帯

②生活保護世帯の保護者と子（同上）　700 世帯

③就学援助世帯の保護者と子（同上）　600 世帯　計 2,000 世帯

④児童養護施設等措置児童（市内３児童養護施設、ファミリーホーム２）　計　52 人

⑤里親　10 世帯

※以下、④、⑤を合わせて「社会的養護」と表記します。

ウ　実施方法

平成 28 年７月１日アンケート送付、18 日アンケート回収期限設定

郵送送付・郵送回収　　回収率：約 23%

（２）調査結果

別冊のとおり

（３）調査結果の概要

ア　教育に関すること

(ｱ) 保護者や施設職員等の子どもに関する悩み

保護者や施設職員等が抱える子どもに関する悩みのうち最も多かったのは「勉強や進学」の 48.4%となっており、約２人に１人が抱える悩みであることがわかります。

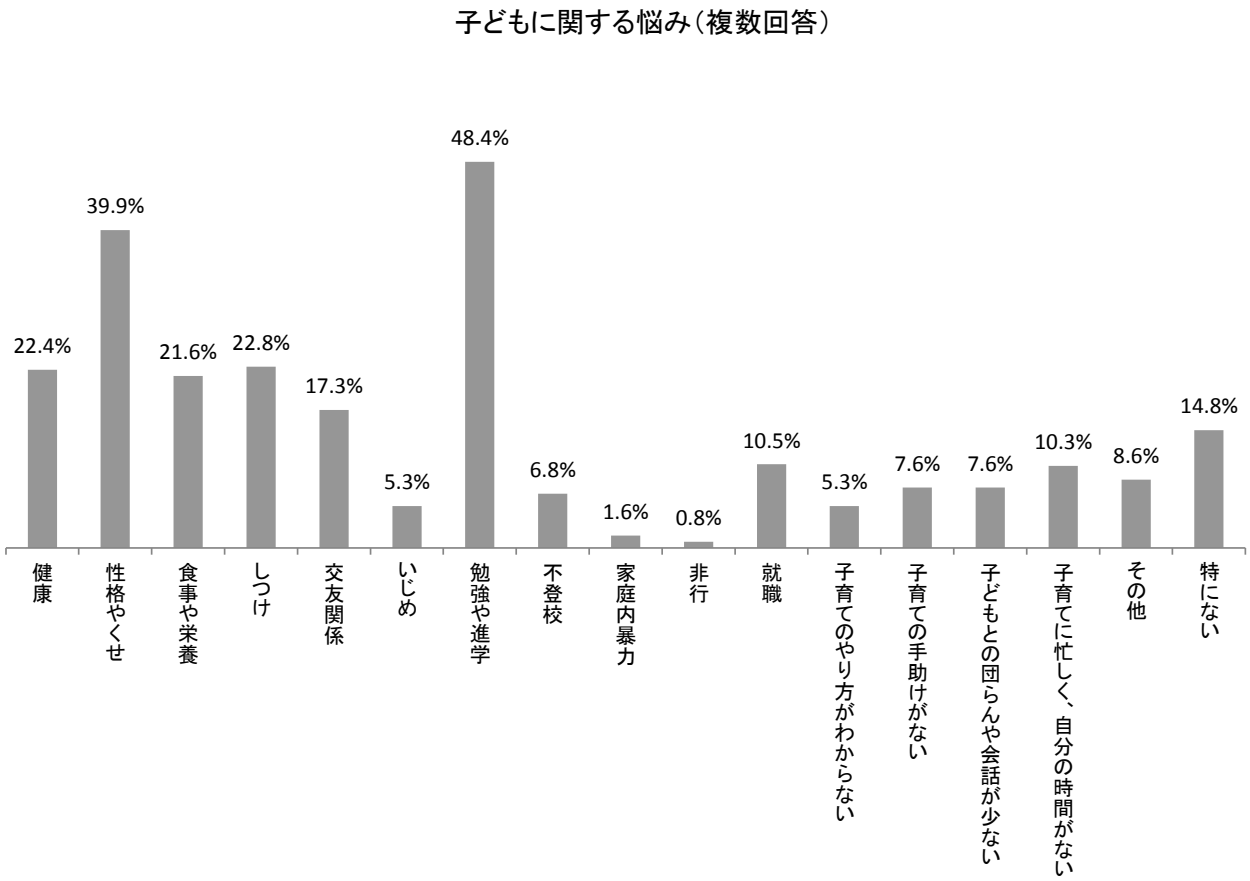

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の保護者及び施設職員等

(ｲ) 子どもが困っていることや嫌なこと

子どもが困っていることや嫌なこととしては「ない」という回答が最も多かったものの（中学生 33.0%、高校生 36.9%）、ある場合は「学校の勉強のこと」（中学生 41.3%、高校生 28.8%）や「進学のこと」（中学生 27.4%、高校生 33.8%）が多く挙げられました。

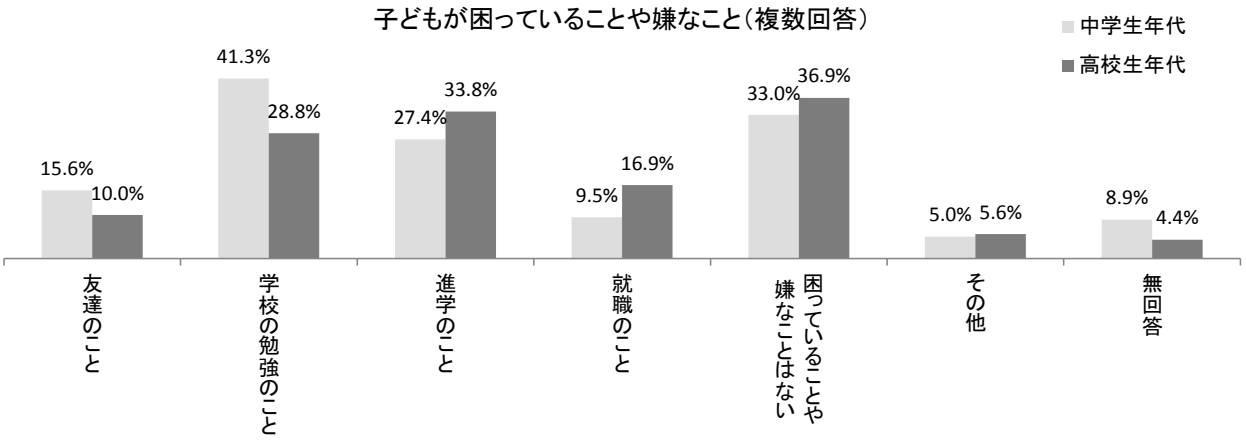

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

(ｳ) 学校の勉強の理解度

学校の勉強がよくわかるかという質問に対し、中学生、高校生ともに、「そう思う」(中学生 23.5%、高校生 22.5%）と「どちらかというとそう思う」（中学生 38.5%、高校生 35.6%）という子どもの合計は、「そう思わない」（中学生 7.3%、高校生 11.9%）と「どちらかというとそう思わない」（中学生 22.3%、高校生 23.8%）の合計よりも高くなっています。

ただし、中学生よりも高校生の方が「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の回答が減り、「そう思わない」と「どちらかというとそう思わない」という回答が増えています。

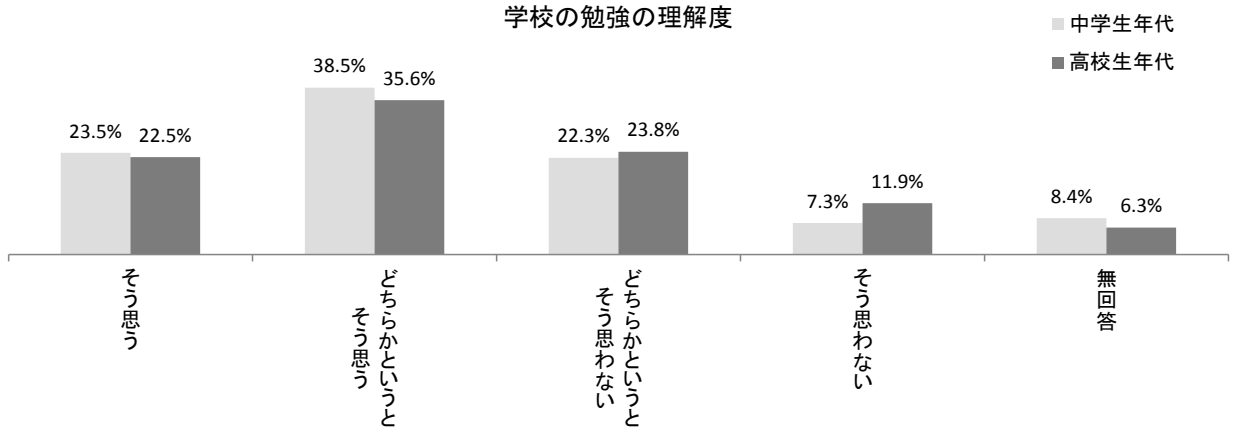

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども。

(ｴ) 学校の授業以外での１日あたりの勉強時間

中学３年生を対象に、普段の平日における１日あたりの勉強時間（塾での学習時間を含む。）について、本市の他調査と全国調査と比較してみると、本調査対象の子どもたちの勉強時間は「30 分未満」「しない」の合計が約４割（40.5%）となっており、本市の他調査の 15.5%や全国の 13.9%と比較し、大幅に短い傾向にあります。

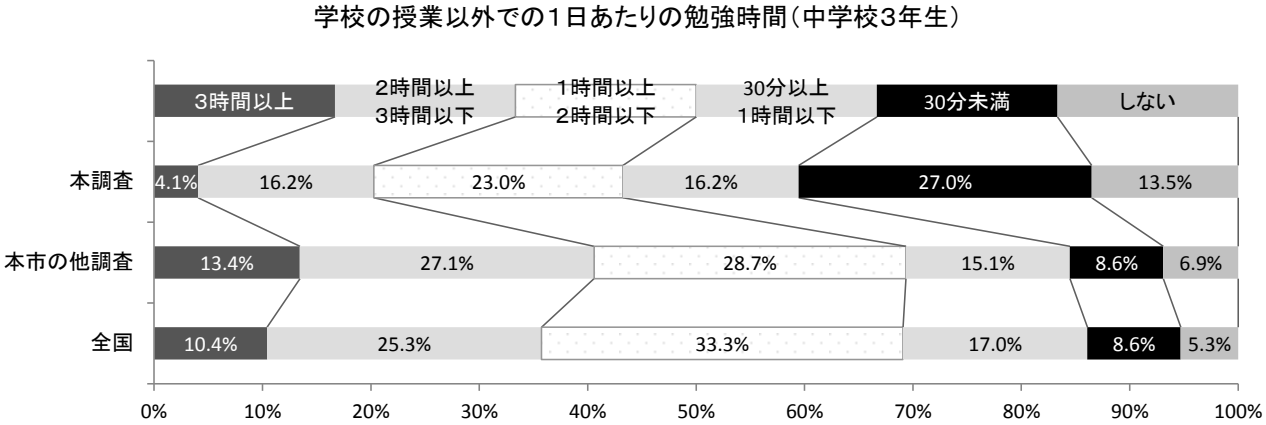

（注１）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども。
（注２）本市の他調査とは「第２次千葉市学校教育推進計画」（平成 28 年３月実施)、全国調査とは「平成 27 年度　全国・学習状況調査」（文部科学省）のこと。

(ｵ) 塾・予備校、学習に関する習い事について

13 歳を対象に、塾代の月平均支出額について 21 大都市での調査と比較してみると、21 大都市では「２～３万円未満」が最も多く 33.5%、次いで「１～２万円未満」が 28.2%であるのに対し、本調査対象の子どもたちの塾代は「５千円未満」が 67.2%と最も多く、大きく差が開いていることがわかります。

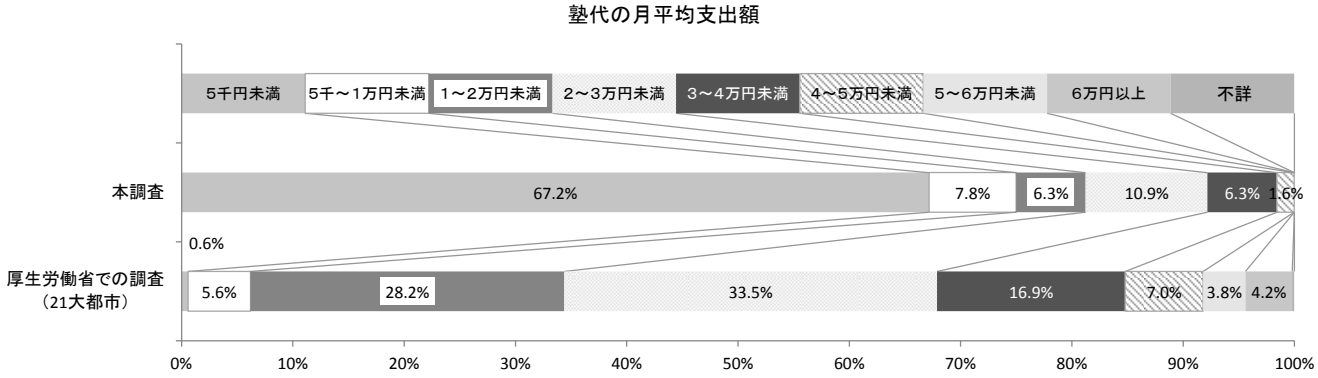

（注１）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者。

（注２）21 大都市の調査とは「第 13 回 21 世紀出生児縦断調査」（平成 26 年）（厚生労働省）のこと。また、21 大都市とは、東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市を指します。

また、塾・予備校や、学習に関する習い事などで、通わせたいのに通わせていないものがあるかについては、「ある」という回答が 67.6%と、「ない」という回答の 30.7%を大きく上回っています。

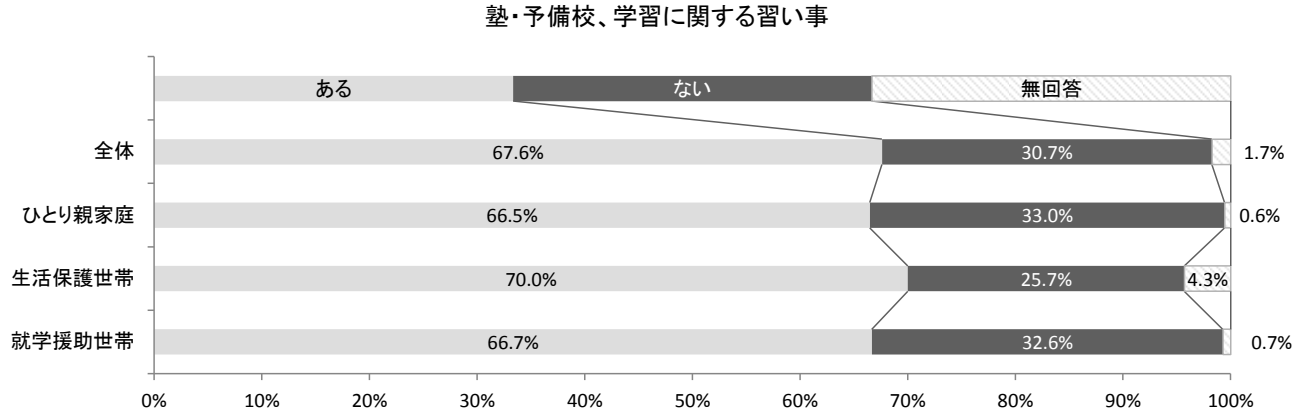

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

なお、「ある」という回答者の 65%が通わせていない理由として、「月謝や授業料が高い」と経済的理由が挙げられています。

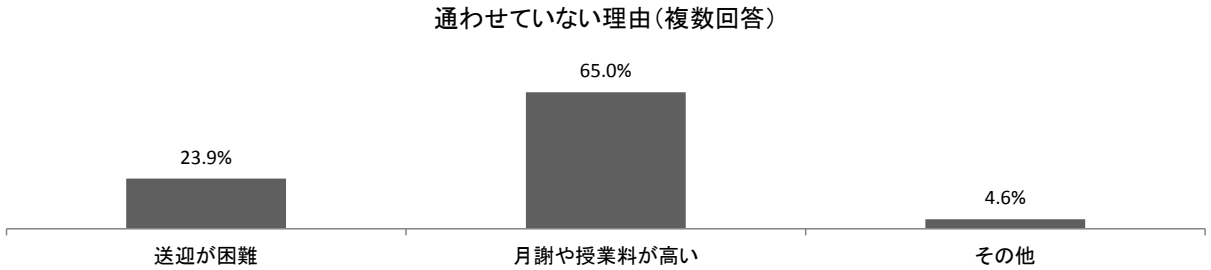

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

(ｶ) 学習支援のニーズ

学校の授業以外で、無料で子どもに勉強を教えてくれるところがあったら通わせてみたいかという質問については、保護者や施設職員等のうち 61.7%が「通わせたい」、25.5%が「どちらかといえば通わせたい」と回答しています。

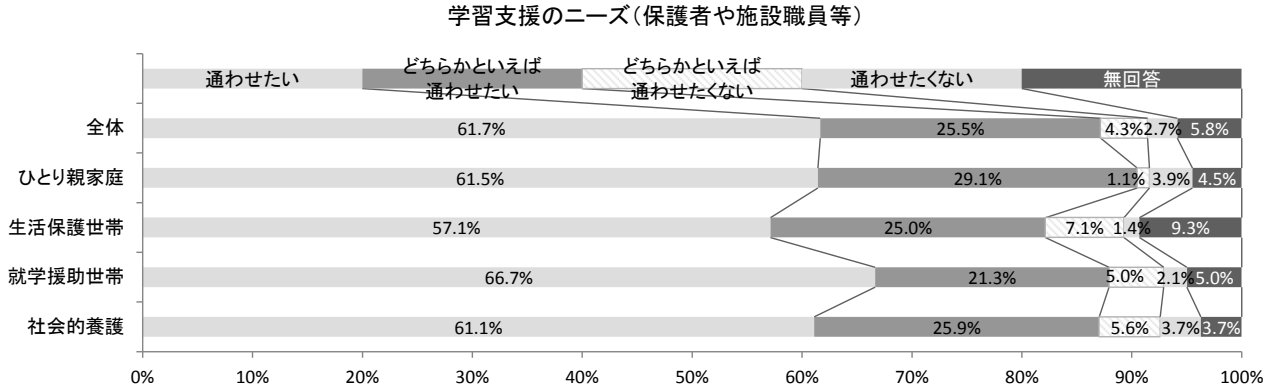

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の保護者及び施設職員等

また、子どもの立場でも「場所や条件があえばいってみたい」という回答が 61.4%（うち中学生 64.8%、高校生 57.5%）と、「いきたくない」の 16.8%（うち中学生 10.1%、高校生 24.4%）を大きく上回っており、学習支援のニーズが高いことがわかります。

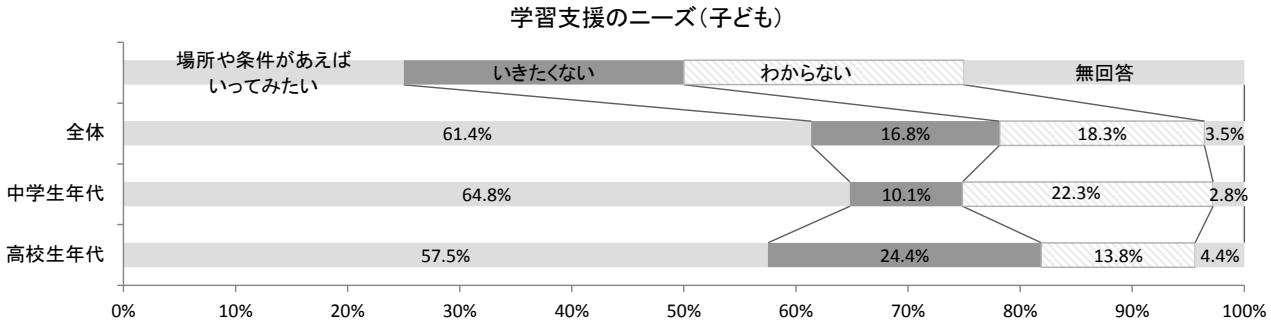

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

（ｷ）子どもの将来の進学について

a　希望

希望として、子どもを将来どの学校まで卒業（修了）させたい（させたかった）かについては、保護者では「大学」が最も多く 53.5%となっており、これに続く「高等学校（全日制）」の 13.3%を大きく引き離しています。

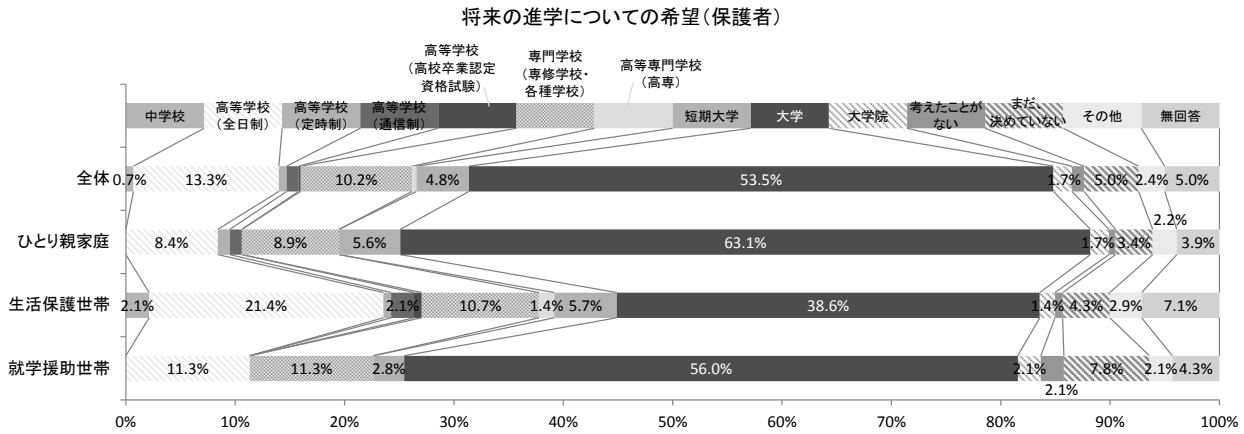

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

一方、保護者に比べると低くはなりますが、子どもの立場でも「大学」への進学希望が 34.2%と最も多くなっています。また、高等学校（全日制）への進学希望は 15.9%となっています。

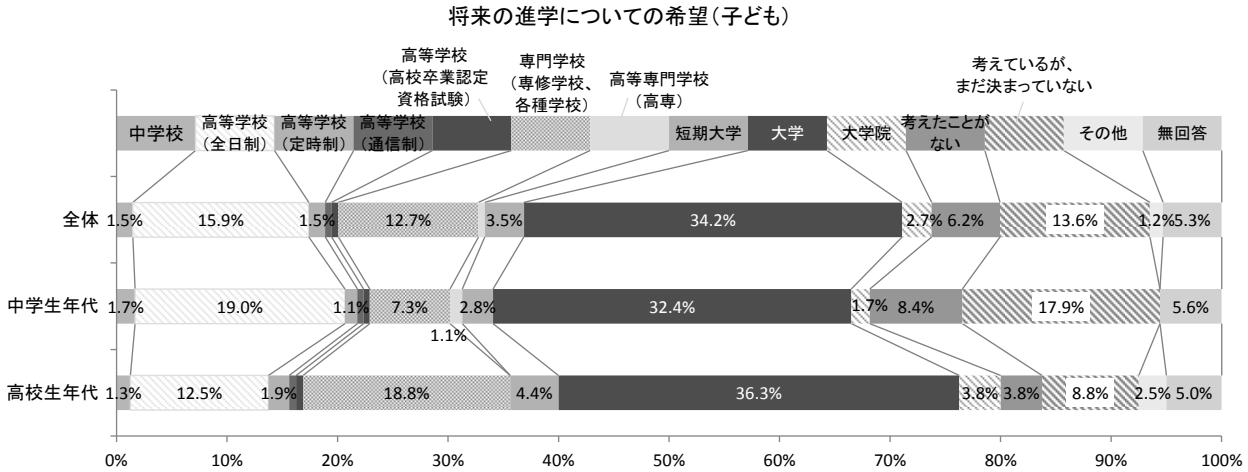

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

b　現実

一方、現実として、将来どの学校まで子どもを卒業（修了）させられるかについてみると、保護者では、「大学」は 16.5％と希望よりも 37.0 ポイントの大幅な低下となり、「高等学校（全日制）」が 39.1％で 23.2 ポイント増加しています。

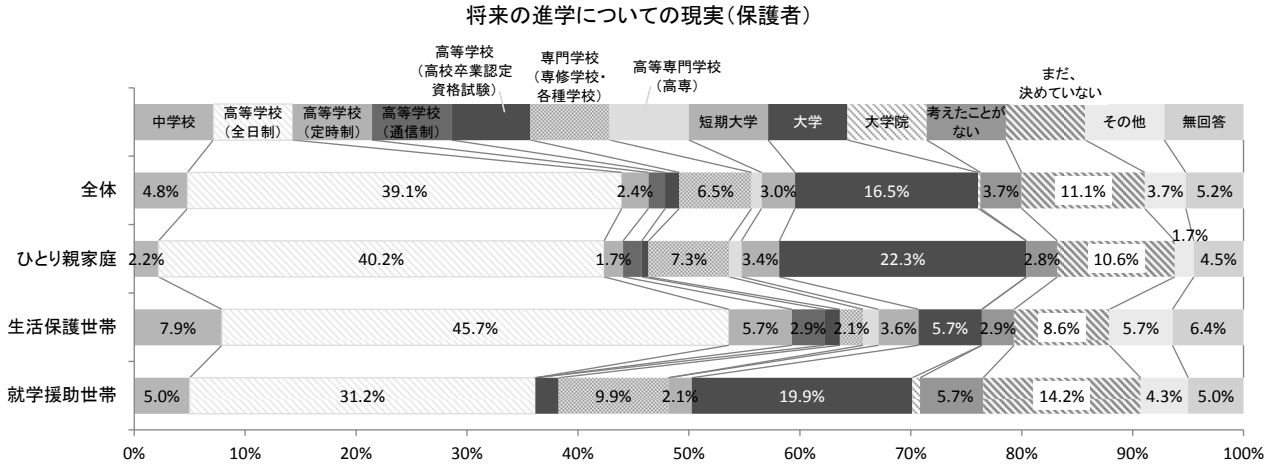

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

子どもの立場でも、「大学」は 20.1％と希望よりも 14.1 ポイント低くなり、他方で「高等学校（全日制）」が 28.6％で 12.7 ポイント増加しています。

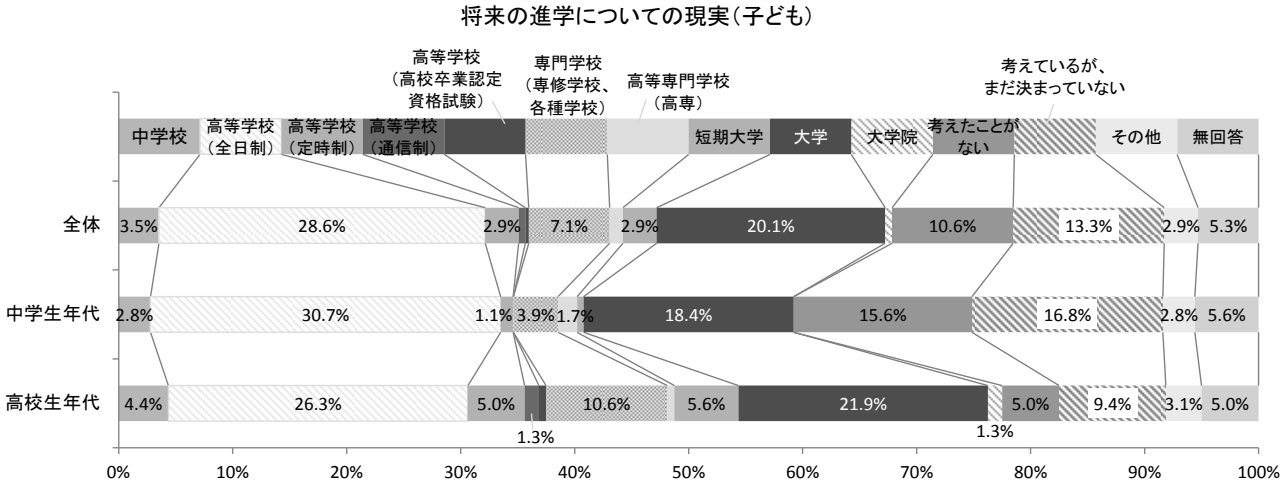

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

c　希望と現実が異なる理由

希望と現実が異なる場合、その理由として挙げられた回答のうち最も多かったのは「家庭に経済的な余裕がないから」の 50.9%で、「子どもの学力を考えて」など、他の項目に比べて圧倒的に高くなっています。子どもの進学に経済的理由が大きく影響を及ぼしていることがわかります。

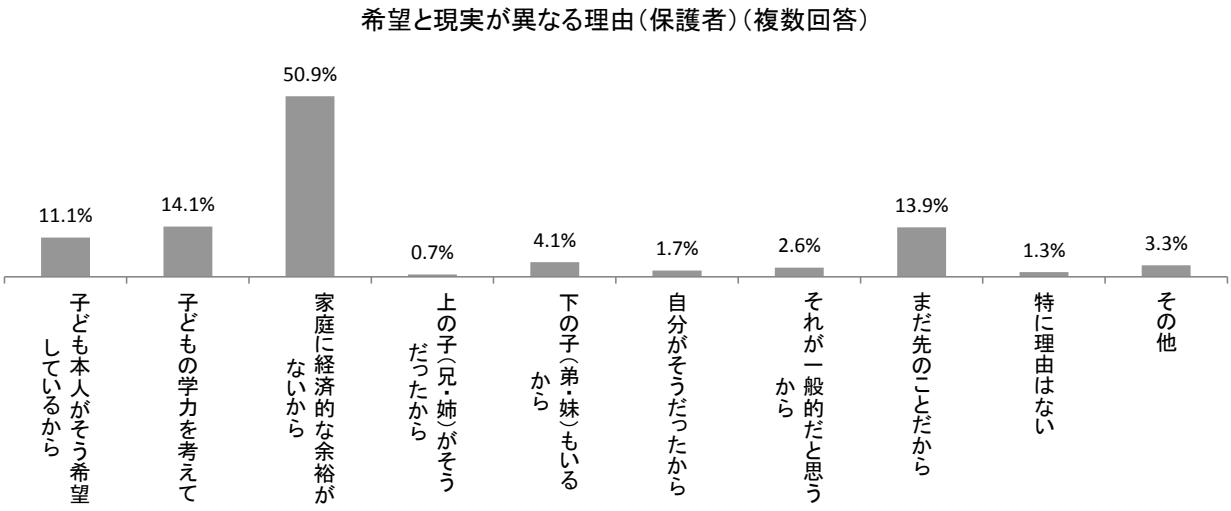

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

他方、子どもが希望と現実が異なる理由として挙げたのは、「自分の学力を考えたら」という回答が最も多く 23.3%となっており、「家庭に経済的な余裕がないから」の 17.1%を上回っています。

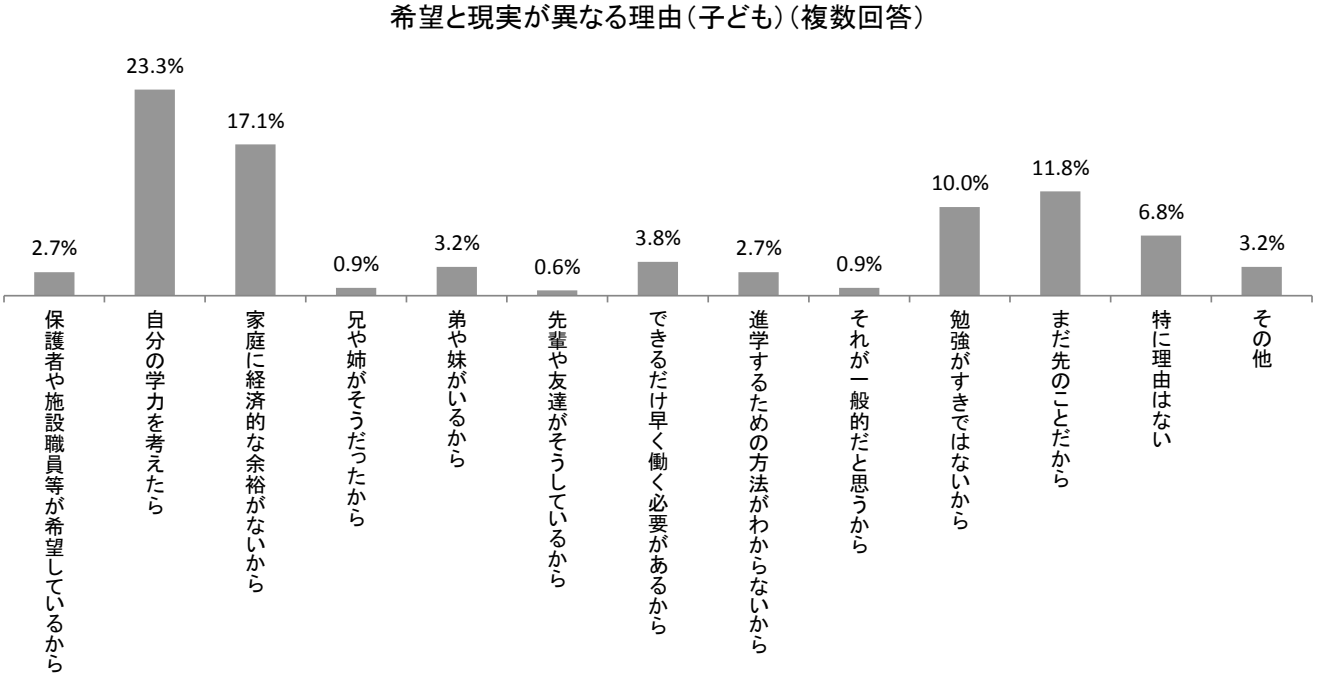

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども。

イ　生活に関すること

（ｱ）子どもの朝食の喫食状況

小学生と中学生に分けたうえで、朝食の喫食状況を本市の他調査と比較してみると、本調査対象の子どもたちが朝食を「毎日食べる」と回答した割合は、若干低くなっています。

＜本調査結果＞

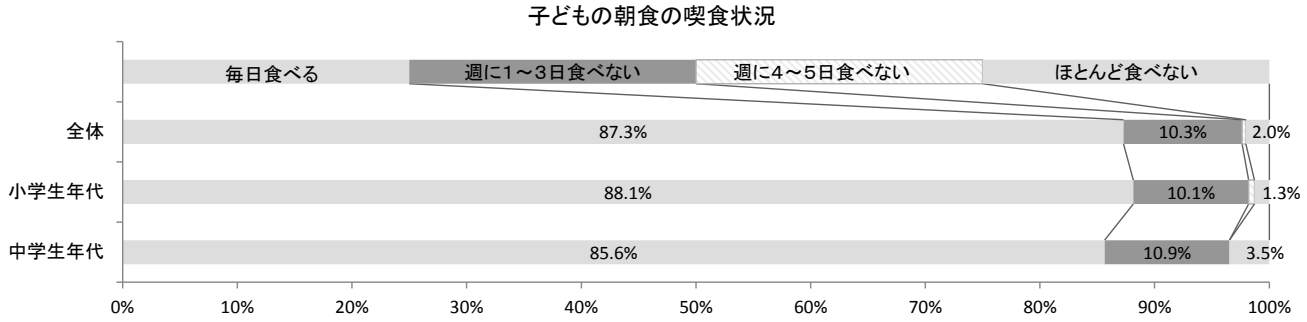

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

＜本市の他調査＞

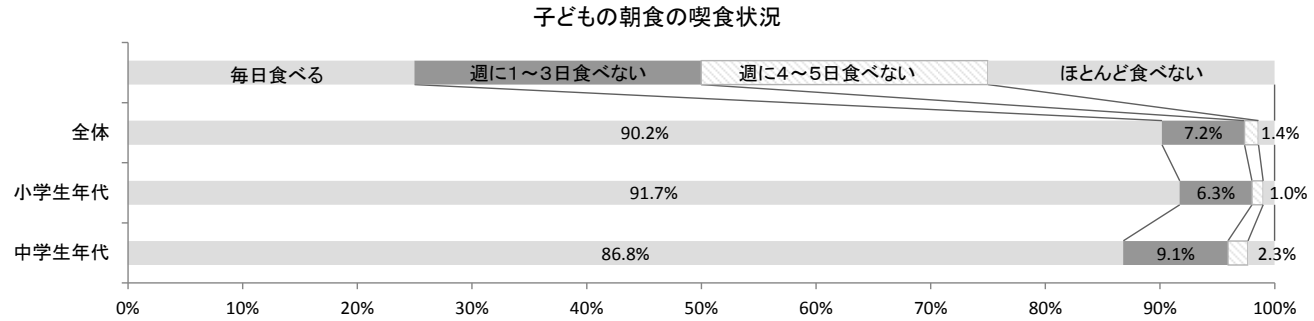

（注）本市の他調査とは「千葉市保健体育課調べ（市内全児童生徒対象）」（平成 26 年 10 月 1 日付）のこと。

（ｲ）子どもの睡眠時間

中学２年生を対象に、本市の他調査と比較してみると、本調査対象の子どもたちの睡眠時間は７時間より少ない子どもは少なく、７時間以上９時間未満が 80%を占めるなど、長めになっています。

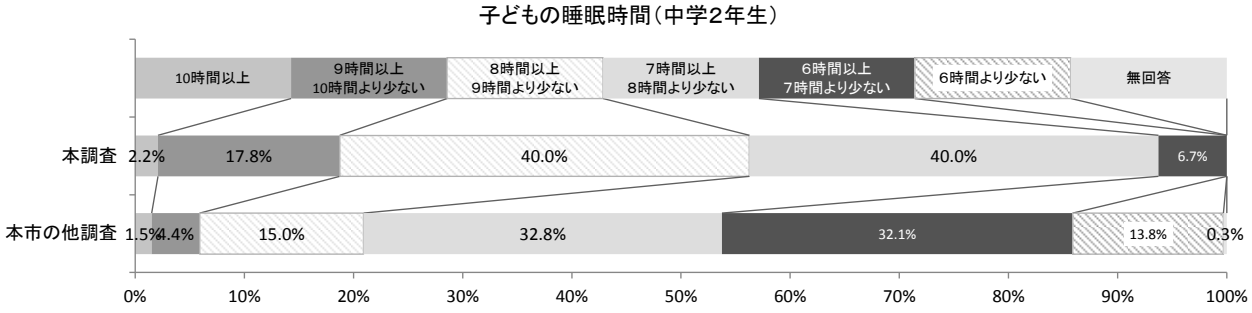

（注１）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

（注２）本市の他調査とは「千葉市意識調査結果」（平成 28 年２月実施）のこと。

ウ　保護者に対する就労の支援に関すること

（ｱ）仕事に関することで頼れる人

就職や転職など仕事に関することで相談したり助けてもらったりする人がいるかという質問に対して、「友人・知人」が 23.3%、「家族・親族」が 21.7%と多かったものの、「頼れる人がいない」と回答した人も 19.3%に上りました。

仕事に関することで頼れる人（保護者）（複数回答）

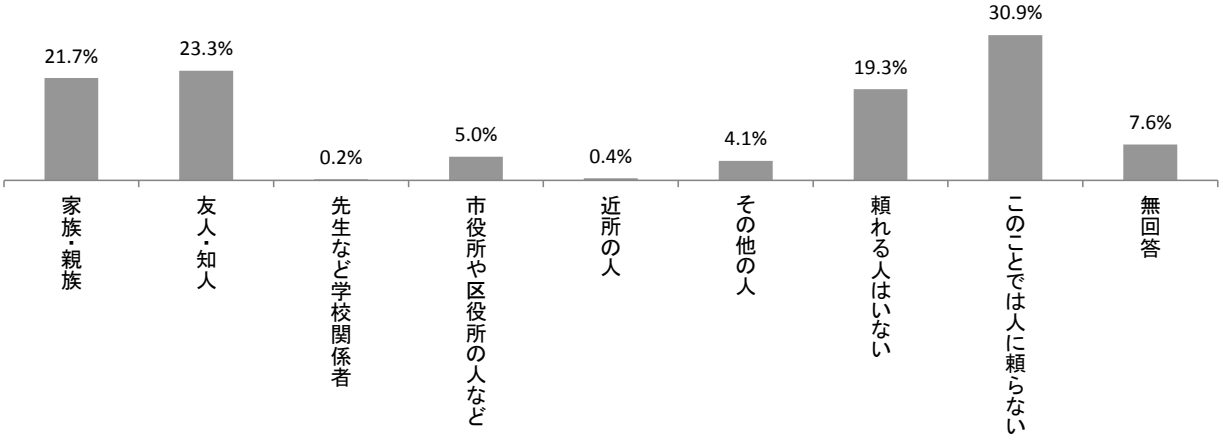

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

（ｲ）子どものこと以外で困っていることや不安なこと

子どものこと以外で困っていることや不安に思っていることとして「毎月の家計のやりくり」が 55.4%、次いで「仕事に関すること」が 27.6%と多く挙げられています。また、「仕事の探し方」についても 11.7%の人が挙げています。

子どものこと以外で困っていることや不安なこと（保護者）（複数回答）

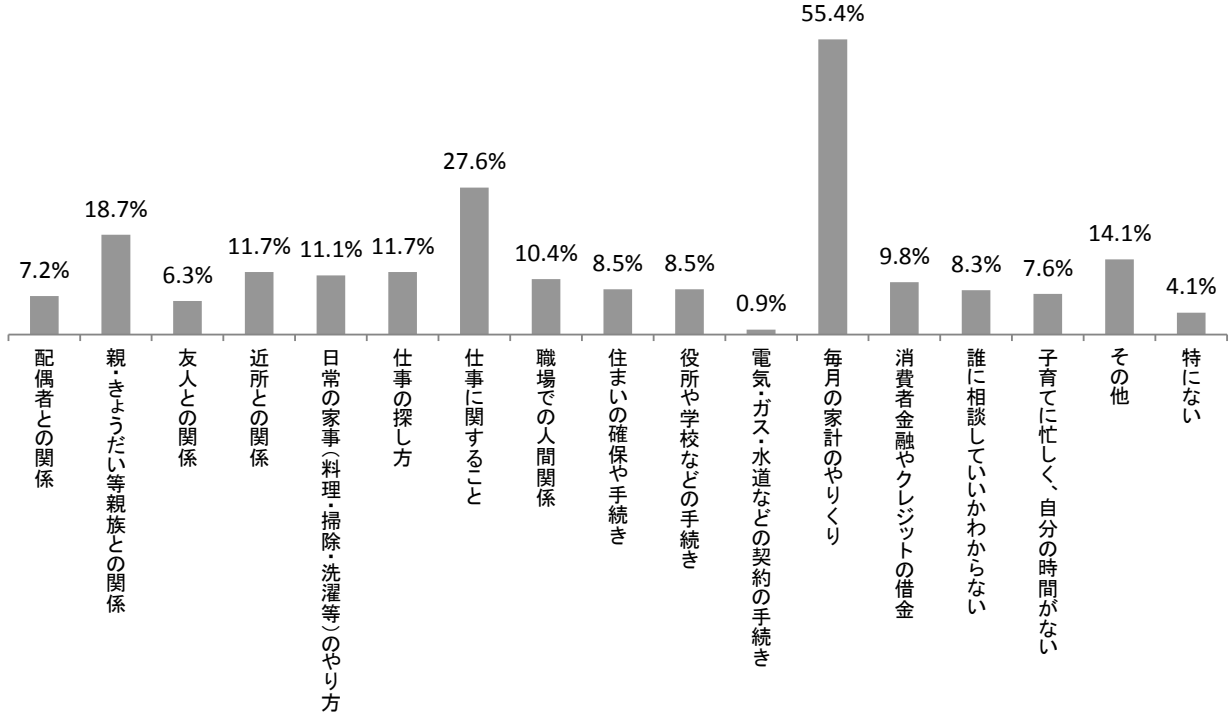

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

エ　家計に関すること

(ｱ) 支払遅延や不能の有無及びその費用

「支払いができなかったことがない」という人の割合が 40%以上を占める一方、支払遅延や支払いができなかったという回答も多く、回答割合の高い順位に光熱水費（30.0%）、公的な保険料・税金（25.7%）、電話代（23.0%）、家賃（18.9%）となっています。

また、自由回答の中には、カードローンやキャッシングといった回答も挙げられています。

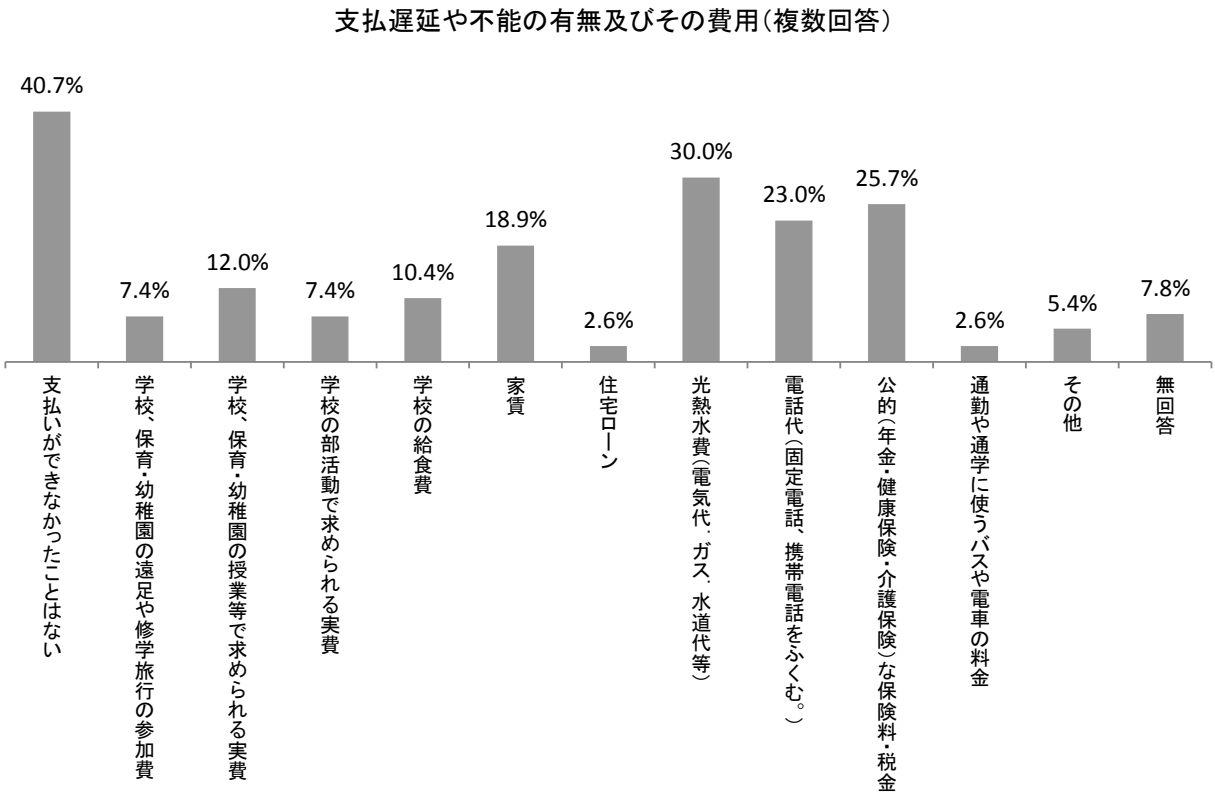

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

（ｲ）子どもが病院等を受診できなかった経験の有無及びその理由

子どもの体調が悪くて病院等で受診した方がよいと思ったのに受診しなかったことがあるかについて、「ある」と回答したのは 32.2%となっています。

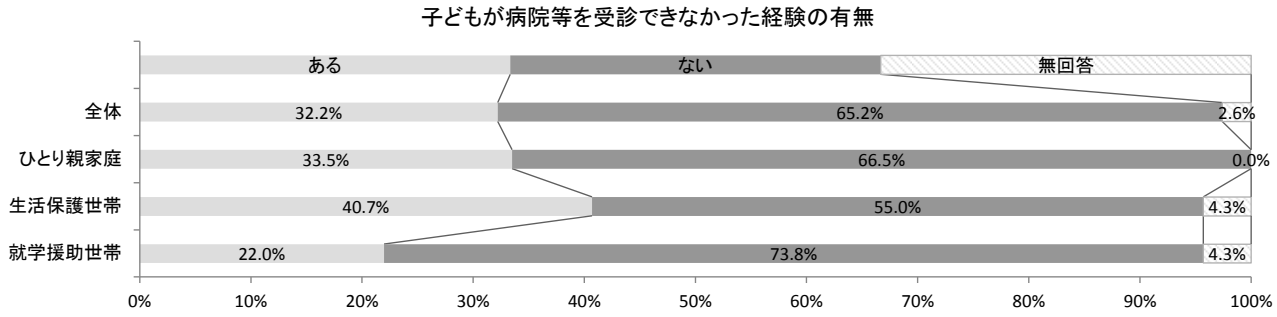

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

理由として最も多く挙げられたのは「仕事を休むことができず、連れていけなかった」の 19.1%で、「医療費の支払いが困難だった」の 8.7%が２番目に多くなっています。

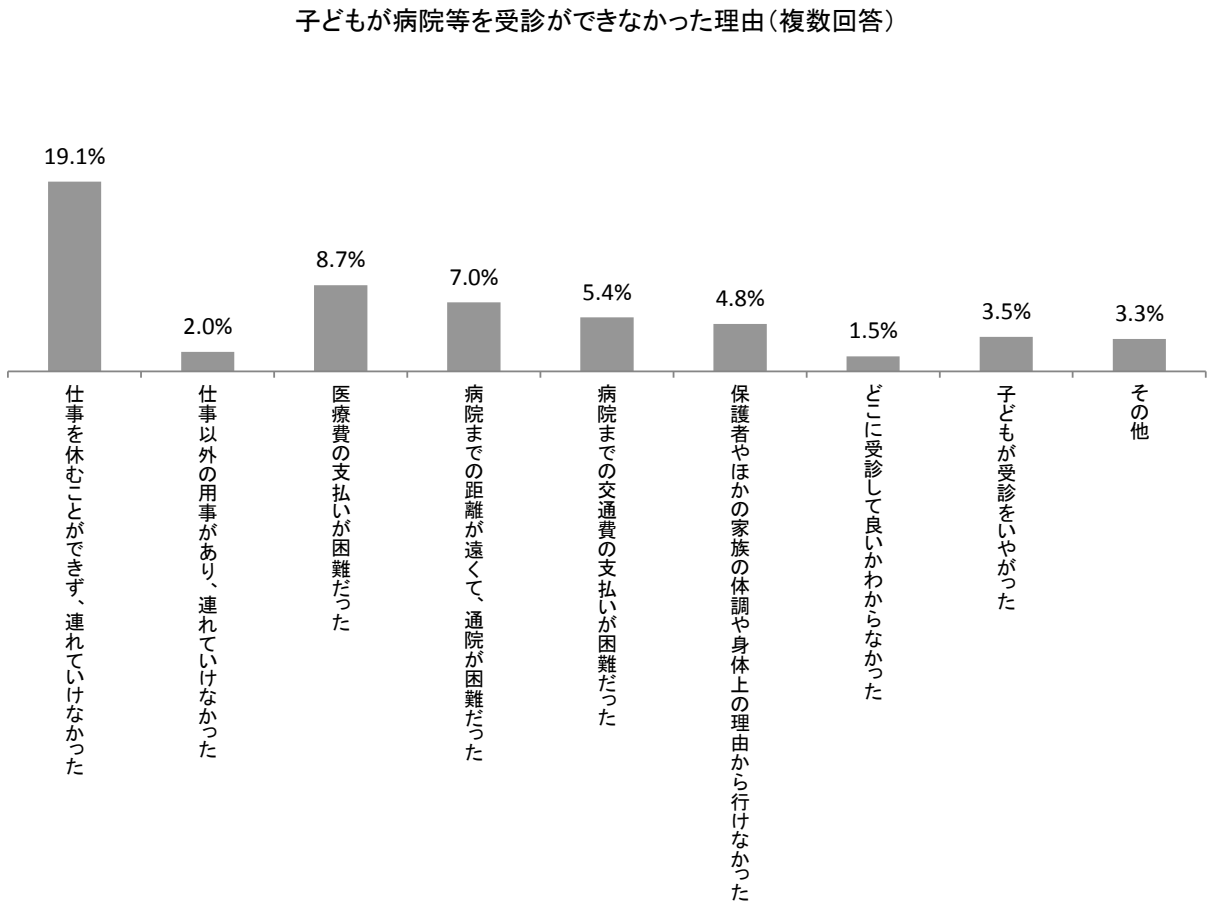

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯の保護者

オ　全体にかかること

（ｱ）将来の夢や目標の有無

中学３年生を対象に、本市の他調査及び全国と比較してみると、本調査対象の子どもたちは「ある」と回答した人の割合が少なく、「ない」と回答した人の割合が多いという結果になっています。

＜本調査結果＞

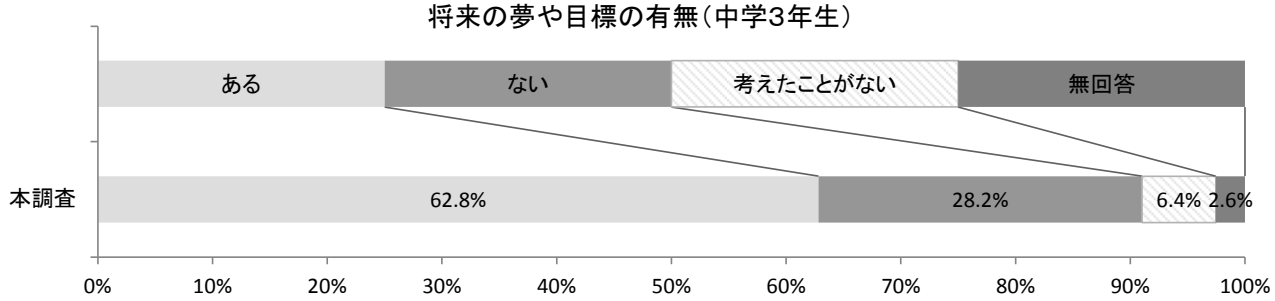

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども

＜本市の他調査、及び全国調査結果＞

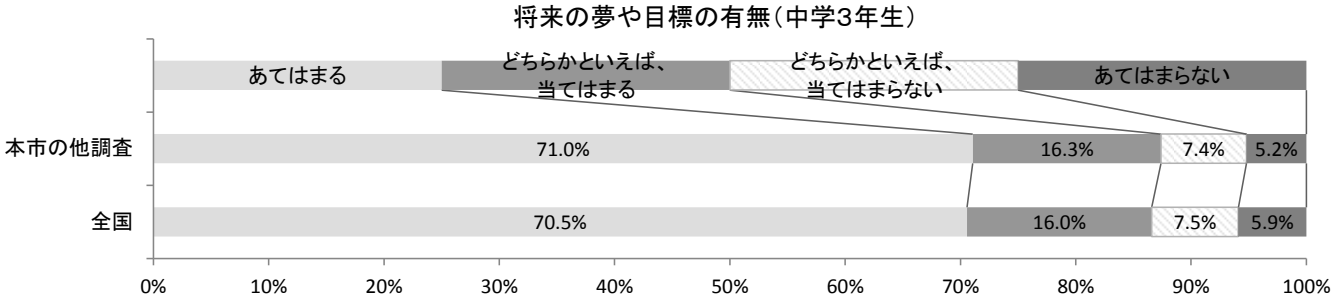

（注）本市の他調査とは「第２次千葉市学校教育推進計画」（平成 28 年３月実施）、全国調査とは「平成 27 年度　全国・学習状況調査」（文部科学省）のこと。

(ｲ) 必要とする支援

必要とする支援として多くの人が挙げたのは「子どもの入学金や授業料が軽減されること」（79.8%）や「塾や家庭教師のような学習支援」（52.0%）など教育の支援に関するものが多くなっています。そのほか、「急な用事（病気、事故等）があったときの一時的な子どもの預かり」（27.6%）や「就職や転職のための支援」（25.2%）など、生活や保護者の就労の支援に関する要望も一定数が挙げられています。

必要とする支援（複数回答）

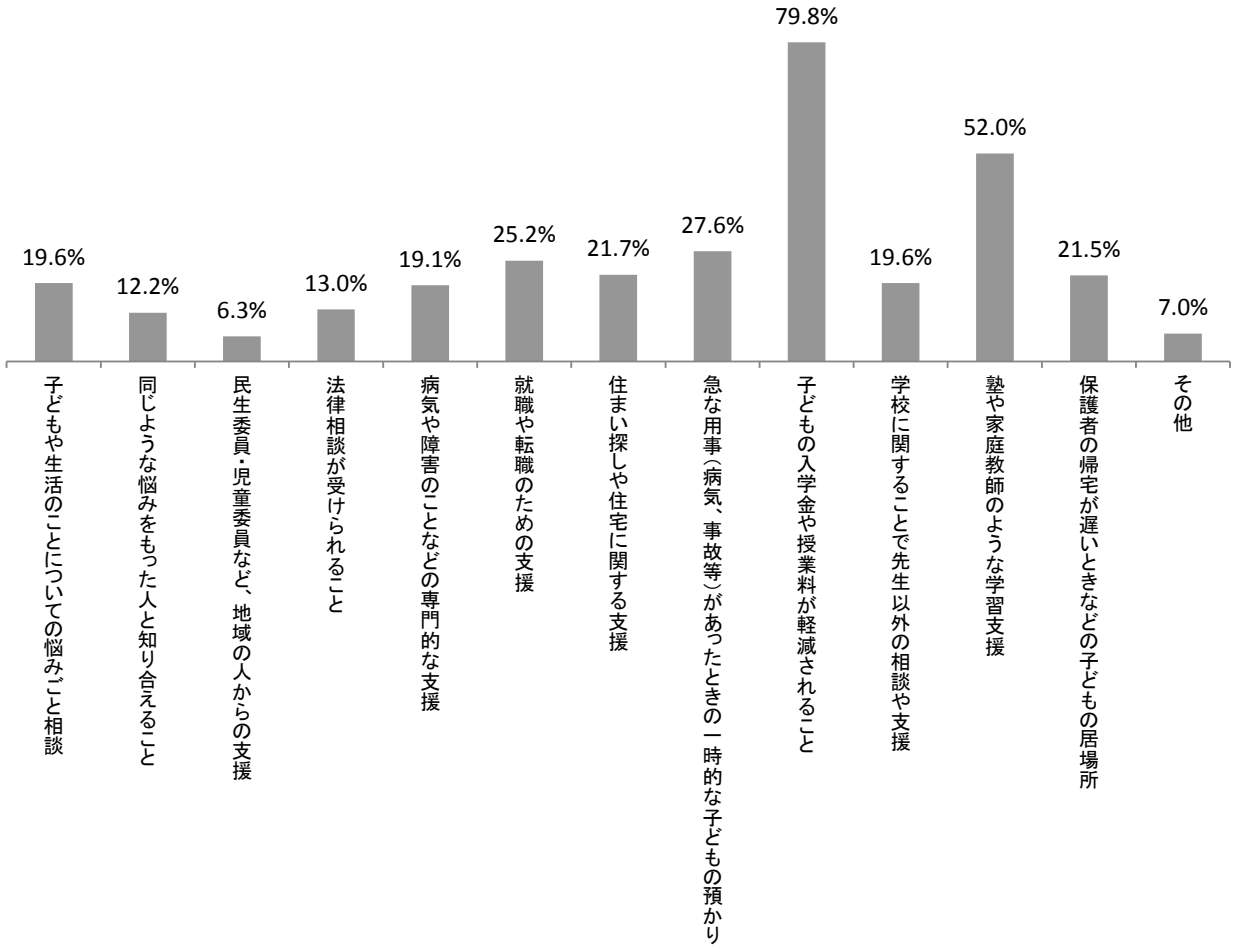

（注）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の保護者

(ｳ) 学校に行くのは楽しいか

以下は、中学３年生を対象に、本市の他調査及び全国と比較したものです。「そう思う」（53.8%）と「どちらかというとそう思う」（20.5%）という子どもの合計（74.3%）は、本市の他調査及び全国の結果より７～８ポイント下がっているものの、「そう思わない」（9.0%）と「どちらかというとそう思わない」（11.5%）の合計（20.5%）よりも相当高い結果となっています。

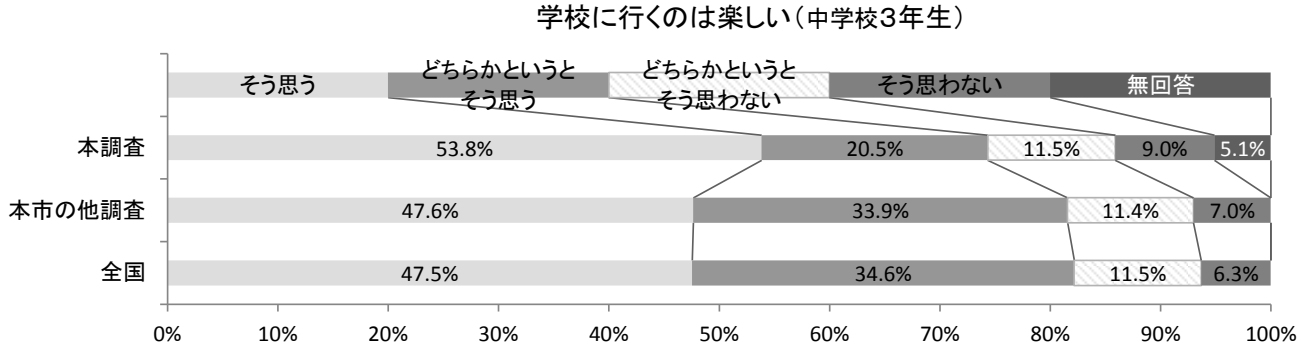

（注１）調査対象は、ひとり親家庭、生活保護世帯、就学援助世帯、社会的養護の子ども。

（注２）本市の他調査とは「第２次千葉市学校教育推進計画」（平成 28 年３月実施）、全国調査とは「平成 27 年度　全国・学習状況調査」（文部科学省）のこと。

3　支援者・当事者ヒアリング結果

（１）調査の概要

ア　主旨

実際に、支援する立場、または当事者の立場から、貧困対策計画におけるテーマについて、地域の実情（千葉市の特色）を踏まえ、実践や生活に即した意見を聴取

イ　支援者

生活自立・仕事相談センター職員

ウ　当事者

千葉市母子寡婦福祉会元役員等

千葉市母子寡婦福祉会の有志や子ども食堂利用者の方々の意見を集約

エ　ヒアリング項目

・困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭の状況
・支援につながらない層に支援を届けるための方策
・市が貧困対策を行うにあたっての意見　　等

オ　実施方法

平成 28 年８月中に直接ヒアリング

（２）調査結果（主な意見）

ア　支援者ヒアリング

○支援が必要な層の複合的な課題

子ども･若者や家庭の状況について、経済的な問題だけでなく、児童虐待･ＤＶ等の問題や成育歴、障害や健康問題、犯罪歴、社会的な孤立等の要因について、ひとつの問題ではなく、いくつかの問題が重なって、それを助けてくれる人が周りにいないという状況のときに困難に陥りやすい状況となる。また、発達障害のように、障害とまで行かないが、傾向としてあるような、制度につながりにくい要因もある。

○支援につながりにくい要因

支援者から見れば困難を抱えている家庭であっても、その家庭の方が支援を好まなかったり、困っておらず、支援の必要性を感じていない、どのような支援があるのかを知らない、などの場合は、支援につながりにくい。

また、仮に支援ニーズがあっても、自分で手続きが困難な人等、様々な制度、施策につながらない人がいる。

○支援者の資質向上

支援につながりにくい対象者を発見しやすいのは行政だが、行政の支援者が、日々の支援の中で、対象者を見つけ、つないでいくための意識や力があるかが課題。様々な支援や相談機関があり、それぞれの支援者が資質の向上を図り、視点を広げて連携を図れると良い。

○複合的な問題に対する対応

複合的な課題に対応するためには、公民のより一層の連携が必要。また、コーディネートしている人がいなくても、それぞれの部署の支援者各々が、つなごうと意識することが重要

○地域での支援

支援に長い時間を要するような、孤立している人は、友達のような、その人の存在そのものを認めてくれるような存在が希薄。なかなか制度化が難しいが、地域に、人とつながることが難しい人が居られる場が必要ではないか。

子どもにとっては、先生以外で、身近に頼れる大人が必要だが、それを失っているのではないか。地域の力が、もう少しあっても良いのでは。親も子も地域社会とつながっていない。学校からつなげてもらっても良いのでは。

○身近な相談機関の必要性

支援のための相談機関は、なるべく身近なところにないといけない。見える状態で、そこにある、ということは、とても大事なことと思う。

○ 学習支援の活用

学習支援は、親が手続きに来るが、形式的で、そこから生活に踏み込んでいない。

保護世帯の子どもはケースワーカーが手続きをしており、子どもの問題が表に出にくく、支援に

つながりづらい。
　他市では、学習支援を委託しており、親の支援もある程度行ったり、学校とつなぐ部分ができている。学習支援とともに、勉強のあとに、ちょっと遊ぶとか、一緒に何かしながら、生活相談が可能となると良いのでは。

〇学校との連携強化の必要性
　学校との連携ができると良い。気になる親がいたら、つないでもらうとか。また、保健室の先生などが、実態を捉えやすい。そこからワーカーにつながるような体制が取れれば、と、思う。スクールソーシャルワーカー、少ないといえば、少ない。学校の中での連携も必要に感じる。

イ　当事者ヒアリング

〇離婚時の厳しさについて
　ひとり親家庭は、困難を抱えやすい。離婚時は今までのパートナーと信頼関係が崩れ、離婚したことで、これまでの友人や親類から孤立することもあり、人間不信に陥っている状況が多い。
　精神的に追い詰められ、経済的にも不安定な中、良い支援を見つける気力もなく、信用していた人に裏切られたなか、他人の言葉を素直に聞き入れることができないという心理状況にあり、支援につながることが困難である。
　裁判が長引くと、より負担が大きくなる。子どもに手をかけたいが、家計を立て直すことが優先となり、疲労しながらの子育てとなり、罪悪感にさいなまれる。子どもは親の負担にならないようにと、我慢をする子が多い。

〇当事者等、行政以外での支援の必要性
　離婚したての人は、知識として、こういう支援があるよ、ではなくて、当事者のような体験している人に、息の長い支援により、話を聞いて傾聴してもらいたいと思っている。行政のような敷居の高いものではなく、当事者による支援が必要と思う。

〇ネットや交流サイト等による支援
　就労形態や育児年齢などで、空いている時間帯が人によって違うことから、ＳＮＳや交流サイトなどが有効だと思う。例えば、ネットやラインで、個人情報を保護したひとり親限定のものなど。
　行政がやると硬いところもあるので、母子会のような中間あたりにいるような者がやるのが良いのでは。例えば、ランドセルはここが安いとか、中学校の制服中古がここで見つけたよ、など自由に書き込めると良い。

〇離婚届提出時の施策強化
　明石市のような、離婚時の養育費の取決めや、離婚前の情報提供等の取組みがあると良い。
　離婚届は必ず提出することから、子どものために、行政の養育費などの届けを受け付ける窓口等の人が冷静に書いて教えてあげられると良いと思う。
　最初に養育費をもらっていなかったが、調停で、後からもらえるようになったケースもある。
　金銭的に余裕が出てくるし、別れている家族が離婚しても子が両親とつながる面も出てくるため、離婚届、児童扶養手当の申請などについて、子どもの将来へつながる決め事を、取り決め、記入しないと受理しないようにすると良いのではないか。
　また、離婚時の必要な情報提供について、リーフレットが行政にあると良い。

〇生活保護受給までの困難
　経済的困窮、親が不安定、というところから、どうしたらよいか。生活保護を受けるために、貯蓄的な学資保険を解約したくなかった、とか、みっともない、という人がいて、児童扶養手当は一般的だが、生活保護は、まだハードルが高い。

〇学習に係る費用負担
　年代別の課題もあるが、未就学児については、認可外保育園だと、児童扶養手当が保育料で消えてしまう。小学生になると、塾や習いごとに行きたい子も増え、家庭によって開きが出てくる。中学校になると、学習に遅れを取っている場合、取り返しがつかないこともあり、費用がよりかさむ。
　子ども全般に関することで、困っている家庭の底上げができるような仕組みがあれば良いのでは。

〇地域の相談員の必要性、学校の関与
　子どもが引きこもってしまう前に、定期的に子どもを訪問できて、つながることのできる人がいると良い。子どもが自分から助けを求めることは、なかなか難しい。
　学校に行かない子もたくさんいると思うので、学校を切り離して。一方で、学校がもう少し生活に関与してくれればとも思う。また、民生委員も高齢者の問題とともに、児童の問題に積極的に取り組んでもらいたい。